

## かがわ働き方改革環境づくり助成金 Q&A

- 1 女性の職域拡大のための工事とはどのようなものか。  
→例えば、現在男性しかいない現場の労務職等に、新たに女性を採用、配置する計画があり、受入れ体制を整える目的で、女性専用トイレや専用更衣室を整備する工事が該当します。単に従業員の増員や、老朽化のために改修する工事は対象になりません。また、現在いる従業員の福利厚生を目的とした改修工事も対象になりません。
- 2 社屋の新築工事に伴い、女性専用トイレ、専用更衣室の整備を考えているが、対象になるか。  
→建物が新築工事の場合、対象事業に要した経費とそれ以外と明確に区分できないので対象になりません。
- 3 事務所の移転で、移転先の建物内部を全面リフォームするにあたり、女性専用トイレや更衣室や託児スペースを設ける場合、対象になるか。  
→事務所を移転する、また新しく設置するなどに伴い、建物内を全面リフォームする場合、対象事業に要した経費とそれ以外とを明確に区分できないので対象になりません。
- 4 工事費用で、既存施設の撤去費、解体処分費は対象になるか。  
→新規に設置するものを助成対象とするので、対象になりません。
- 5 更衣室に設置するロッカーの購入費用だけでも対象になるか  
→更衣室整備工事に伴い購入する費用は対象となりますが、ロッカーの購入費用だけでは、対象になりません。
- 6 店舗や施設などで、従業員だけでなく、客や施設利用者も使用するトイレを整備する場合は対象になるか。  
→従業員だけでなく、客や施設利用者も使用することが想定されるものは対象になりません。
- 7 在宅勤務若しくは、テレワークで申請する場合は、必ず申請時に在宅勤務等について定めた就業規則が必要か。  
→申請時に就業規則がない場合は、就業規則の改定（案）又は、在宅勤務等の運用方法の概要が分かる資料を提出してください。
- 8 交付決定前に、着手した工事又は、購入した物品は対象となるか  
→対象になりません。